

山本大臣閣議後会見

平成25年11月26日

新たな研究開発法人制度 について

なぜ新研究開発法人は独法制度下ではできないのか

○ 基本思想が違う

- ✓ 独法制度は、英国エージェンシー制度をモデルに「企画と実施の分離」が基本思想。
- ✓ 新たな研究開発法人(新法人)制度は、ダイナミックに変わる世界の科学技術情勢の中で、主務大臣と新法人が密接に連携して創造的な研究開発を推進することが基本思想。

○ 目標、評価等制度の根幹が違う

- ✓ 独法制度は、「実施」部門の定常的業務を定量的に目標設定、達成度評価。
- ✓ 新法人制度は、成果の最大化のための創造的業務を国際的、専門的、課題解決の視点から目標設定、先を見越した評価。

○ 新法人には総合科学技術会議が関与

- ✓ この基本思想、制度の根幹を担保するため、新法人には、目標設定、評価等に国家戦略の実施を担保する等の観点から、総合科学技術会議が深く関与。

○ 現場が課題に直面している

- ✓ 調達や自己収入の扱いなど、運用に係る事項について、独法制度創設以来10年以上経過した今なお、改善が実現されていない。

新法人のあり方

○ 一流の研究を促す魅力あふれる環境

- ✓ 厳しい国際競争の中、日本が生き残っていくための「糧」を産み出す創造的研究開発を、トップマネジメントの大きな裁量の下で一流の研究者が思い切ってチャレンジできる制度。
 - ▷ 一流のトップマネージャーの大幅な裁量の下、役職員の報酬・給与の自由な設定、迅速な研究資機材の調達、自己収入増へのディスインセンティブ排除、中期計画期間を跨がる繰越しの円滑化、競争力上の機微情報のオープン・クローズ戦略の実践、etc.

○ 厳格なガバナンス

- ✓ 自由には責任が伴う。総合科学技術会議の関与の下、不断の目標、計画の見直しと説明、無駄遣いの徹底排除、成果をあげられないトップや研究者の速やかな交代など、厳格なガバナンス。研究者はむしろより厳しい競争環境下に置かれることになる。

○ グローバル・スタンダードの新たな研究開発法人

- ✓ 科学技術に国境はなく、ノーベル賞級の一流研究者の世界は、グローバルに活躍するスポーツ選手のような世界。新法人を独法制度下に置くことは、一流スポーツ選手を一般の人と同じように扱うようなもので、ナンセンス。

優秀な人材の流出

定常業務の実施を旨とする独法制度の下、優秀な人材に思い切った待遇を与えられず、海外へ流出。

✓ A研究員の例 日本国内研究開発法人→海外研究所（オーストラリア）へ転出

日本での条件：主任研究員。年収840万円。

オーストラリアの条件：グループリーダー、年収1600万円。

給与が倍増、研究室は拡大、グループリーダーに昇任
という採用条件の提示によりヘッドハンティング。

✓ B研究員の例 日本国内研究開発法人→海外大学（シンガポール）へ転出

日本での条件：主任研究員。研究費100万円。

シンガポールの条件：グループリーダー、研究費1億円

研究費100倍、常勤採用、グループリーダーに昇任、子弟に対する
インターナショナルスクール学費補助という採用条件の提示により、
ヘッドハンティング。

数々の研究現場からの悲鳴

- 過酷な環境下で使用する研究機器で、錆び、揺れ、振動、極低温・超高圧環境、電波の届かない環境での遠隔操作等が求められるものであるため、既製品で対応できないものが多く、新規に開発する必要があるが、ノウハウを持つ企業は少なく、新規参入についてもリスクがあり敬遠されがち。このようなものであっても、一般競争入札を行い契約締結まで数か月に及ぶ多くの日数を要するため、研究に影響を及ぼしている。
- 新型インフルエンザが流行し、パンデミック期を表すフェーズ6の宣言を受けて、これに関連する緊急性の高い重要な成果につながるマイクロアレイ(検査のための材料の一種)が必要で、迅速に調達する必要がある資材であったものの、既存の競争入札の枠組みでは手続に時間がかかるため必要な物品がすぐに入手できず緊急性のある研究に迅速に対応することが困難だった。
- 高度先進医療に関する治療患者数が増えたことにより平成15年度以降年々自己収入は増加したが、発生する経費の増額は認められず、自己収入増加に伴い運営費交付金は年々減額されている。そのため、情勢の変化により、急遽、他の研究業務への対応が必要になり、治療を縮小せざるを得なかったときには、自己収入が減少して全体収入が急激に縮小したため、法人の業務運営に支障をきたしかねない状況となった。

世界最高水準の新たな
研究開発法人制度の実現を！